

つながり ささえあう みんなの地域づくり

平成 28 年度 地域歳末たすけあい運動実施要項

1. 主 旨

「地域歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア・NPO 団体、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、高齢者、障害者、子ども、若者、福祉サービスを必要とする人など誰もが地域社会の一員として参加できるさまざまな福祉活動を展開し、地域において孤立することなく自分らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの幅広い理解と参加を図るものである。

特に、社会的孤立や経済的困窮の状態にある生活困窮者、虐待、権利侵害など今日的な生活課題を抱えた方々や自然災害により被災した方々への支援活動とともに、その解決や予防に向けた住民の理解、体制整備についての取り組みをすすめるものとする。

2. スローガン

「つながり ささえあう みんなの地域づくり」

3. 期 間

平成28年12月1日～12月31日 1か月間

4. 推進主体

各市町村において、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、共同募金委員会を中心に、地域の実情に応じて必要な組織を加え、本運動を推進する。

5. 実施方針

(1) 年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動の実施

年末や新年を機会とし、幅広い地域住民や関係者が共に、障害の有無や年齢等に関わりなく誰もが地域社会の一員として参加できる福祉活動やイベントを実施することにより、地域の福祉課題・生活課題や様々な支援活動への関心を高める機会をつくり、地域づくりへの理解や参加を広げる。

(2) 地域の福祉ニーズをもつ方（世帯）への支援の実施

社会的孤立や経済的困窮等の今日的な課題に着目し、地域住民、ボランティア・NPO団体、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、社会福祉協議会等により、制度の狭間にある生活課題の把握をすすめ、福祉課題・生活課題をもつ方（世帯）への支援を行い、相談や見守り、訪問活動、居場所づくりなどの個別支援の充実を図る。

(3) たすけあいによるセーフティネットの仕組みづくり

生活困窮者、ホームレス、災害被災者などへの当座の小口資金給付(融資)、衣食や居所の提供など、制度では対応が難しい緊急的かつ柔軟な生活支援活動を、民生委員・児童委員活動、社会福祉法人・NPO・ボランティア団体などによる地域の各種の相談支援活動(事業)と連携して事業化するなど、地域のたすけあいによるセーフティネットの仕組みづくりを推進する。

6. 実施方法

(1) 市町村段階

市町村段階においては、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、共同募金委員会を中心に、地域福祉を推進する諸団体(ボランティア・NPO団体、社会福祉法人など福祉関係団体、農協、生協、学校、企業など地域のさまざまな機関・団体)による「実行委員会」を組織するなどし、実施方針にもとづいて、地域住民の理解と協力が得られるような実施計画を策定し諸活動を展開する。

(2) 全国および都道府県・指定都市段階

全国および都道府県・指定都市段階においては、実施方針にもとづいて社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、共同募金会が密接な連携のもと、報道関係その他の関係機関・団体に呼びかけ、それぞれの役割、機能を十分に発揮しながら運動を展開する。

7. 運動推進の留意事項

(1) 募金および助成の留意点

- ① 募金および助成にあたっては、共同募金運動の一環として行うものであるため、共同募金会との綿密な連携のもと、適正に実施する。
- ② 助成に関しては関係機関・団体と十分協議し、本運動の主旨にあった内容にしていくよう都道府県、市区町村のそれぞれの段階で検討する。
- ③ 助成実績は、市区町村社会福祉協議会等が共同募金会に報告する。
- ④ 金品の給付(贈呈)などによる活動は、給付(贈呈)をきっかけとして新たなニーズ発見や把握、その解決に向けた取り組みにつなげるなど、目的を意識した活動となるよう配慮すること。なお、活動の実施に際しては、本人の意思や希望を尊重し、個人情報の保護や取り扱いについて十分留意して行うこと。

(2) 住民に対する運動の周知、結果報告

住民の理解と参加を促進するよう、運動の趣旨や募金の助成先・使途およびその効果・結果について、住民に対して多様な広報手段(各種広報誌、パンフレットあるいは新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど)の活用により周知、報告する。

【参考】取り組み事例

(1) 年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動の実施

① 地域住民の誰もが共に地域社会の一員として参加できる年末や新年を機会とする地域福祉活動やイベントの展開

(活動団体例)

- ◇ 地域福祉活動（サロン活動、移動支援、給食活動、訪問・見守り活動等）を行うボランティア団体、住民参加型在宅福祉サービス団体、生活支援サービスを行う団体（NPO等）
- ◇ 東日本大震災被災者、福祉ニーズを持つ在住外国人、ひきこもりや不登校の子ども・若者、ホームレス・生活困窮者等への就労・学習・生活支援などを行う支援団体（NPO団体等）
- ◇ 障害者・介護者等の当事者団体、共同作業所・小規模作業所、社会福祉法人 等

(活動内容例)

- ◇ 「おせち料理や年越しそば等の配食・会食会、炊き出し」「年末・年始の買い物などの移動支援や配送活動」「家屋内の大掃除の協力、ふすま・障子の張り替え」「雪下ろし」等
- ◇ 利用者相互、活動団体相互、地域住民等の交流を目的とするクリスマス会や餅つき大会や新年会等

② 地域の福祉課題や生活課題に対する理解と福祉活動への参加の促進

- ◇ 年末（年始）の地域の様々なイベントや行事とタイアップした地域の福祉課題や地域福祉活動の理解づくり（ボランティア活動の相談ブースの設置、相談支援機関の職員や民生委員・児童委員による困りごと相談など）
- ◇ 福祉マップなどの作成・配布や利用方法などのPR
- ◇ 制度の狭間となっている生活課題や生活支援サービス（助け合い活動）等に関する住民の学習会やセミナー等の開催

(2) 地域の福祉ニーズをもつ方（世帯）への支援の実施

(主な援助・支援対象（世帯例）)

- ◇ 福祉ニーズをもつ方（世帯）に対する支援
- ◇ 東日本大震災等の被災者に対する支援
- ◇ その他、社会福祉施設入所者等、各地域で必要と判断する世帯などの支援
 - * 支援活動に合わせて、民生委員・児童委員等によるニーズの把握や地域社会での孤立・孤独をなくす活動の推進を図ったり、見守り訪問活動や居場所づくりなど地域住民による地域福祉活動の推進強化につなげる。

(3) たすけあいによるセーフティネットの仕組みづくり

① 「たすけあいセーフティネット事業（仮称）」の立上げ・推進支援

生活困窮者、ホームレス、災害被災者などで当座の緊急的な支援が必要な場合において、小口資金給付、衣食や居所の提供など、制度では対応しにくい緊急かつ柔軟な生活支援を、民生委員・児童委員活動、社会福祉法人・NPO・ボランティア団体などによる地域の各種の相談支援活

動（事業）と連携して事業化を図るとともに、周知活動や支援を行う。

② 防災・減災・災害時等要援護者支援活動の推進

災害ボランティアや災害ボランティアコーディネーターの育成、災害時の要援護者支援活動の強化、防災・減災・防犯などの安全のまちづくり活動の強化（地域の点検活動等の取り組み）等を行い、たすけあいによるセーフティネットの仕組みづくりをすすめる。

「歳末たすけあい運動」とは

その歴史は長く、明治後期頃から自発的な互助的精神を持った主に救貧を目的とする民間活動として広がり、昭和初期頃から戦後にかけては、全国の各地域で民生委員(戦前は方面委員)などが中心となり、地域内での義捐金品の配布や金品の持ち寄り運動などが行われています。現在では、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるようさまざまな福祉活動を重点的に展開する取り組みとして、民生委員・児童委員、共同募金会(共同募金委員会)、社会福祉協議会が中心となって地域住民やボランティア・NPO 団体、社会福祉法人など様々な関係機関の参加のもと展開されています。なお、本運動で実施される募金活動は、共同募金の一環として行われています。